

記事解禁:

ラジオ、テレビ、webは8月29日午後3時

新聞は8月30日朝刊

全国市民オンブズマン第15回千葉大会

議会アンケートについて

全国市民オンブズマン連絡会議

1 アンケート調査

47都道府県、17政令市、39中核市の議会事務局宛にアンケートを実施(2008年5月下旬から6月中旬)

2 回答をもとにした評価項目

- a、費用の必要最小限度性
- b、本会議・委員会の活性化の工夫(事前調整等の廃止・反問権・議員間討議・文書による質問)
- c、少数意見を取り入れる仕組みの整備(常任委員会委員選出要件など)
- d、議長、副議長の任期
- e、議会情報の透明性(議案への賛否の情報・委員会議事録)
- f、政務調査費の透明性
- g、参考人・公聴会制度の存在
- h、陳情・請願件数

ポイント毎に加点

3 結果

22～29ポイント(満点) = A

15～21ポイント = B

8～14ポイント = C

0～7ポイント = D

(1) 最高: 都道府県(長野県 B 15点)

政令市(札幌市 C 12.2点)

中核市(函館市 C 13.6点)

(2) 最低: 都道府県(埼玉県 D 3.2点)

政令市(新潟市 D 4.6点)

中核市(富山市、姫路市 いずれも D 3.4点)

(3) 全体の結果

| | 都道府県 | | 政令市 | | 中核市 | |
|---|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| A | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| B | 1 | 2% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| C | 16 | 34% | 12 | 71% | 12 | 31% |
| D | 30 | 64% | 5 | 29% | 27 | 69% |

私たちの期待する議会にはほど遠い現状が明らかに。

(4) 費用の最小限度性

a) 費用弁償の支給と支給方法

| | 都道府県 | | 政令市 | | 中核市 | |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 支給なし | 0 | 0% | 7 | 41% | 16 | 41% |
| 実費制 | 4 | 9% | 2 | 12% | 4 | 10% |
| 定額制 | 43 | 91% | 8 | 47% | 19 | 49% |

b) 一人当たりの年間費用弁償額の多い自治体(年間費用弁償額÷議員実数)

都道府県:北海道 221万円

政令市 :名古屋市 75万円

中核市 :宇都宮市 48万円

c) 政務調査費の費用対効果

過去5年の政務調査費総支給額÷過去5年の議員提案の政策条例数
費用対効果の高い自治体

都道府県:高知県・島根県(いずれも7件・1件当たり9000万円台)

政令市:千葉市(23件・1件あたり4000万円台)

過去5年間の議員提案の政策条例数0の都道府県・政令市

千葉県・富山県・愛知県・奈良県・横浜市・川崎市・浜松市・福岡市

(中核市は21市)

政務調査費支出の成果が見えてこない

地方自治法96条、112条2項「地方議会の議員立法」の空文化

(5) 本会議・委員会の活性化の工夫

i) 反問権(首長から議員への質問)が認められているか

アンケートの趣旨:議会内での議論の活性化

認めている自治体 山梨県・広島県・山口県・徳島県(4%)

ii) 質問内容の事前通告制度が義務となっているか否か

アンケートの趣旨:効果的な質問をしようとするれば、事前通告をするはずであって、義務化する必要はないのでは。義務化によって八百長の温床になっていないか

義務化されていない自治体数 兵庫県・香川県・仙台市・高槻市(4%)

iii) 執行部と議員との事前調整の制度

アンケートの趣旨:本来の制度趣旨を超えて、議会の議論の八百長の温床になっている

制度がない自治体数:61 全体の59%

iv)文書での質問をする制度があるか

アンケートの趣旨:質問する機会をより広く認めることで議会の活性化が図れる

制度のある自治体数:13 全体の13%

v)議員相互の公開された議論の有無

アンケートの趣旨:議会内での議論の深まり、活発な討議

本会議での議員間討論が行われている場合(2ポイント)の自治体
旭川市のみ

委員会のみの場合(1ポイント)の自治体数は31 31%

最も制度上の工夫ポイントの高い議会(7ポイント中3ポイント獲得)

神奈川県・徳島県・京都府・広島県・鹿児島県・函館市・船橋市

ポイントも獲得できていない議会

7県、1政令市、19中核市

(6)少数意見を取り入れるための仕組み

i)議会運営委員会に所属するための会派要件(定数の1/24以下で所属できる場合は2ポイント、1/24以上1/12未満の場合は1ポイント、それよりも厳しい場合は0ポイント)

アンケートの趣旨:議事日程や質問者数、質問時間、議案や請願・陳情の委員会付託を決定する議会運営委員会から少数派を閉め出していないか

0ポイント:47都道府県中18議会、39中核市中8議会

ii)委員会所属議員以外の議員が委員会で発言できるか(発言できる場合には1ポイント)

発言可能は91自治体

(7)議長・副議長の任期

議長・副議長の任期が1年ではない自治体

都道府県では、3年:2議会=4.3%、2年:13議会=27.7%、1年:30議会=63.8%(4年は2議会4.3%)

政令市では、3年:なし、2年:7議会41.2%、1年:8議会47.1%(4年は2議会11.8%)

中核市では、3年:2議会=5.1%、2年:16議会=41.0%、1年:20議会=51.3%(4年は1議会2.6%)。

いずれにおいても、「2年以下」が9割前後を占める。都道府県においては任期1年が6割を越すのが際だっている。

議長副議長は名誉職化している 硬直した議会運営の原因の一つ

(8)議会情報の透明度

a)議事の透明化

i)委員会議事録:全発言を作成している場合は2ポイント、要約のみの場合は1ポイントを配した。

ii)各会派、議員の議案に対する賛否をホームページや広報で公表しているか:1ポイントを配した。

最も公開が進んでいる自治体(函館市他20自治体)

最も公開が進んでない自治体(埼玉県他25議会)

b) 議員活動の透明化

平成18年度の政務調査費の公開について本年私たちが発表した、第12回情報公開度ランキングの素点を5で割り、小数点以下を四捨五入したポイントを配した。

最も公開が進んでいる自治体(長野県議会)

最も公開が進んでない自治体(東京都・盛岡市・柏市・西宮市・久留米市)

(9) 住民参加の制度の充実度

a) 調査の内容と趣旨

参考人・公聴会の制度を設けているか

設けている場合: 1ポイント

全員協議会を行った場合の傍聴の可否

傍聴を可としている場合: 1ポイント

都道府県別では、2ポイントがわずかに11自治体、1ポイントが27自治体、0ポイントが9自治体。

政令市、中核市は、57市中、2ポイントがわずかに5市、0ポイントが22市。

b) 対人口比でみた陳情、請願件数

調査の趣旨: 住民による議会への期待 住民参加の基礎

平成15年度～平成19年度までの過去5年間について、陳情件数÷人口×100、請願件数÷人口×100の計算式を用い、数値が100以上の場合には2ポイント、50以上100未満の場合には1ポイント。

最高点 山形県(2ポイント)

1ポイントは、都道府県では3自治体、政令市、中核市では5市のみである。

議会への期待度も低い。

4, まとめ

アンケートから見えてくるもの

(1) 議会制度のわかりにくさ

(2) 議会での決定過程の不透明さ

事前調整の存在

形式的な議論の横行

少数意見の取扱

(3) 議員活動の不透明性

議案への意思表示の公開度

政務調査費の公開度

(4) 議会改革とは何を改革することが

まずは議会や議員の活動を透明化の必要性・議会改革とは議会・議員の活動を可視化することだ